

●東京圏等移住支援事業支援金要件 東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住・通勤の場合

種類		対象者	各種要件	支援金の額
やまぐち創業補助金	創業	山口県内において創業を行おうとする個人 ※交付要領、事業計画書様式等は公益財団法人やまぐち産業振興財団のHP参照	・「社会性」「事業性」「必要性」の要件を満たす事業（社会的事業）の創業であること ※公募スケジュールあり	やまぐち創業補助金 最大200万円
東京圏等移住支援事業 支援金		(1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること	(創業) 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ・公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金の交付決定を受けていること。 ・申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。	移住支援金 2人以上の世帯：50万円 単身：30万円 ※18歳未満1人につき50万円加算
		就業	・転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。 ・転入する直前に、連続して1年以上、東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県への通勤をしていたこと（ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県への通勤の期間については、住民票を移す3か月までを当該1年の起算点とすることができる。）。 ・ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。	
テレワーク	(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ・周防大島町に転入したこと。 ・補助金の申請の際、補助金対象者を含めた世帯の構成員がいずれも転入後1年以内であること。 ※その他の世帯の構成員などに関する要件あり (要綱を参照のこと)	(テレワーク) 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 ・地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。		